平　成　１４　年　４　月　１　日
長崎県警察本部訓令第６号
最終改正　令和３年２月19日

長崎県警察機動捜査隊の組織及び運営に関する訓令

（趣旨）

第１条　この訓令は、刑事部機動捜査隊（以下「機動捜査隊」という。）の効率的運用を図るため、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　機動捜査隊の編成は、別表第１のとおりとする。

（任務）

第３条　機動捜査隊は、次に掲げる捜査活動を行うことを主たる任務とする。

(1) 重要事件等各種事件の初動捜査

(2) 犯罪多発地帯等における機動捜査

(3) 捜査本部設置事件等の応援捜査

(4) 広域機動捜査班の運営に関すること

(5) 各警察署管内において発生した変死事案等の捜査支援

(6) その他特命事件の捜査

（活動区域）

第４条　機動捜査隊の活動区域は、別表第２のとおりとする。ただし、緊急出動の場合及び刑事部機動捜査隊長（以下「隊長」という。）が特に指示した場合は、この限りでない。

（勤務制）

第５条　機動捜査隊の勤務制は、次の各号に掲げる者に応じ、当該各号に定める勤務制とする。

(1) 隊長、副隊長、庶務係員その他隊長が指定する者　通常勤務

(2) 前号に掲げる者以外の者　交替制勤務

２　隊長は、犯罪の発生状況等により、前項により難いと認めるときは、これを変更することができる。

（勤務区分）

第６条　機動捜査隊の勤務区分は、次のとおりとする。

(1) 基本勤務

ア　緊急出動　重要事件等の発生に際し、現場に緊急出動して、犯人逮捕等の初動捜

査に従事する勤務

イ　機動捜査　犯行の予想される地域又は犯罪の多発地帯における各種捜査に従事する勤務

ウ　待機　有事即応体制を保持し、事務処理等に従事する勤務

(2) 特別勤務　応援捜査その他特命捜査に従事する勤務

（装備）

第７条　機動捜査隊に無線自動車を配置し、必要な資器材を装備する。

２　車両の取扱い、点検及び整備については、長崎県警察車両の管理に関する訓令（平成23年長崎県警察本部訓令第７号）で定めるところによる。

（事件の処理）

第８条　機動捜査隊が検挙した被疑者及び事件は、原則として発生警察署に引き継ぐものとする。ただし、これにより難いときは、刑事部長が別に指示する。

２　窃盗事件に関しては、前項の規定にかかわらず、長崎県警察の窃盗犯捜査に関する訓令（平成24年長崎県警察本部訓令８号）で定めるところによる。

（現場における指揮）

第９条　重要事件等の現場に出動した機動捜査隊の最上位の幹部は、別に定める規程に基づき、当該事件の所轄署現場指揮者又はそれに代わる者が現場に到着していないときには、到着するまでの間、現場指揮代行者として、一時的に現場の警察官を指揮し、必要な初動捜査を行うものとする。

（応援要請）

第10条　所属長は、機動捜査隊の応援を必要とするときには、隊長を経て刑事部長に要請をすることができる。

２　刑事部長は、前項に規定する応援要請があったときは、隊員を派遣することができる。

３　隊長は、第１項に規定する応援要請が急を要するものであると認めるときは、前項の規定にかかわらず、直ちに隊員を派遣するものとする。ただし、事後速やかに刑事部長に報告しなければならない。

（教養訓練）

第11条　機動捜査隊は、広域捜査、特殊犯捜査等の捜査技術の練度を高め、捜査資機材の習熟を図るため、実戦的捜査訓練等を実施するものとする。

（勤務計画等）

第12条　隊長は、毎月の勤務計画を定めるとともに、次の各号に掲げる勤務区分に応じ、当該各号に定める勤務時間を基準として隊員の勤務を指定しなければならない。

(1) 機動捜査　11時間30分

(2) 待機　４時間

(3) 休憩　８時間30分

（備付簿冊）

第13条　機動捜査隊の本隊及び県北分駐隊に、勤務日誌を備え付け、１年間保存するものとする。

（雑則）

第14条　この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、隊長が別に定める。

附　則

この訓令は、平成14年４月１日から施行する。

附　則（平成17年長崎県警察本部訓令第24号）

この訓令は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成18年長崎県警察本部訓令第６号）

１　この訓令は、平成18年３月24日から施行する。ただし、雲仙警察署及び南島原警察署に係る部分については、同年４月１日から施行する。

２　この訓令による改正前の長崎県警察機動捜査隊の組織及び運営に関する訓令別表第２のうち国見警察署、口之津警察署及び小浜警察署の運用にあっては、施行日から平成18年３月31日までの間は、なお従前の例による。

附　則（平成22年長崎県警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成22年６月１日から施行する。

附　則（平成24年長崎県警察本部訓令第９号）

この訓令は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成24年長崎県警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成24年６月14日から施行する。

附　則（令和２年長崎県警察本部訓令第13号）

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年長崎県警察本部訓令第４号）

この訓令は、令和３年３月19日から施行する。